

内部公益通報保護規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2018年3月23日

<文管 2-03>

(目的)

第1条. 本規程は、公益社団法人日本ビリヤード協会(以下、「本協会」という)または本協会の職員、本協会の加盟団体及びその職員による法令違反ないし不正行為、倫理上問題のある行為などの通報または相談(以下、「公益通報」という)の適正な処理の仕組みを定め、不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「内部通報」を設けるとともに、通報・相談した職員等(以下、「通報者」という)が不利益になることを防止することを目的とする。

(対象者)

第2条. 本規程は、本協会及び加盟団体の役員、及び職員・臨時雇い・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下、「従業員等」という)に対して適用する。

(通報等)

第3条. 第2条にて定義された対象者の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という)が生じ、又は生じるおそれがある場合、従業員等はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という)をすることができる。

2. 前項の申告事項を提供した通報者は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した従業員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した従業員等も同様とする。
3. 従業員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行なうよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条. この規程に基づいて通報等をする場合、従業員等は、次の内部通報窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。内部通報窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途従業員等に通知するものとする。

- (1) 人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等：
内部通報窓口＝本協会コンプライアンス担当理事
- (2) 理事、職員等の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等：
内部通報窓口＝本協会監事
- (3) 競技会の結果、各種大会への選考結果等が不正により正しく処理されなかった場合の通報等：
内部通報窓口＝本協会コンプライアンス担当理事

なお、相談窓口として公益財団法人日本スポーツ仲裁機構へ直接

申し立てをすることができる。その場合には日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

- (4) その他の事項に関する通報等：

内部通報窓口＝本協会コンプライアンス担当理事

- (5) 本協会、加盟団体及びビリヤード競技の場における全ての不正に関する通報など：

(ただし通報者として定義される者は、公益財団法人日本オリンピック委員会強化指定選手、同会が委嘱する強化スタッフ、本協会役職員及びこれらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。)

通報窓口＝公益財団法人日本オリンピック委員会通報相談窓口

2. 従業員等は、前項に定める内部通報窓口の一つを選択して通報等を行なうものとする。ただし、第8条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別の内部通報窓口に通報等を行うことができる。

(内部通報窓口での対応)

- 第5条. 内部通報窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行なうものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。
2. 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行なうため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
3. 各種内部規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

- 第6条. 通報等を受けた内部通報窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行なう旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行なわない旨の通知を行なうものとする。
2. 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
3. 従業員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

- 第7条. 通報等を受けた各内部通報窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス担当理

事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2. 通報等によって提供された情報については、各内部通報窓口の受付部署において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。
3. 内部通報窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行なうものとする。
4. 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

- 第8条. 調査担当部署は、通報等を受け付けた内部通報窓口の受付部署に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする
2. 調査担当部署から調査結果について通知を受けた内部通報窓口の受付部署は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

(調査結果に基づく対応)

- 第9条. 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行なうものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等必要な措置を講じる。
2. すべての調査結果は理事長に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続きをとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。
 3. 通報等をした従業員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
 4. 調査結果並びにそれに対する対応の概要(ただし、通報者の氏名を除く)は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

- 第10条. 通報等を受けた各内部通報窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名(匿名の場合を除く)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。
2. 通報等を受けた各内部通報窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委

員会に關与する者その他情報を知り得た者は、その情報に關して秘密を保持しなければならず、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

3. 本協会及び加盟団体の役員及び従業員等は、各内部通報窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第 11 条. 本協会及び加盟団体の役員及び従業員等は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(懲戒等)

第 12 条. 個人に關する根拠のない誹謗中傷を行った通報者、他人をおとしめる等の目的で行った通報者と、通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。

2. 前項の懲戒処分は、本協会及び加盟団体の役員については理事会が決議し、それ以外の従業員等については本協会の理事長または加盟団体の責任者がこれを行なう。

(公益通報者保護制度のための教育)

第 13 条. 本協会および加盟団体は全ての従業員等に対して、内部公益通報保護制度に關する研修を行い、また、従業員等は本協会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改廃)

第 14 条. 本規程の改廃は理事会の決議により行なう

(その他)

第 15 条. この規程の実施に關し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

< 別 表 >

不正の定義

この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

1. 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く)。
2. 本協会及び加盟団体の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為。
3. 本協会の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く)。
4. 本協会の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く)。
5. ドーピング、八百長ほか本協会及び加盟団体が主催・主管・運営する競技会の権威やその結果の公正性、公平性、正確性を阻害する行為。
6. 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により本協会及び加盟団体の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為。

以上

